

改正建築士法の施行に伴い、平成27年6月25日(木)より建築士事務所登録に関する書式・手数料等が変わります。主な変更内容は以下のとおりです。

建築士事務所登録申請 書式の改訂

- **建築士事務所登録申請書【新規・更新】**、および**登録事項変更届出書【変更】**が改訂されます。
また付随する形で **所属建築士名簿(第二面)**および **役員名簿(第三面)**が追加され、当該名簿には全ての所属建築士及び役員を記入する必要があります。
- **申請者の誓約書** 書式が改訂されます。
建築士事務所に係る欠格要件及び取消事由に、登録申請者(法人である場合における当該法人の役員を含む。以下同じ。)が暴力団員等であることが追加され、登録申請時に添付する誓約書に登録申請者が暴力団員等に該当しない旨の誓約が追加になります。
- **建築士事務所の整備報告書** 書式が改訂されます。
- 上記以外の書式についても様式番号の変更等が生じます。
- 旧書式をご提出された場合、新書式を追加・差替えいただければ受付できない可能性がございます。
また旧書式にて受付された場合でも後日、改めて新書式を差替え提出いただく可能性がございます。

変更届提出の義務化

- これまで所属建築士に変更があった場合は変更届を提出していただいていたりましたが、法施行後は変更発生後**3ヶ月以内**に変更届の提出が義務付けられます。

新規・更新についての手数料改定

- 平成27年6月25日(木)以降に受付される新規・更新手続きにつき、建築士事務所登録手数料を下記のとおり改定いたします。

区 分	改 定 前	改 定 後
一級建築士事務所	15,000円	17,000円
二級・木造建築士事務所	10,000円	12,000円

※1 申請受付日が平成27年6月25日以降となった場合は**改定後の手数料額の納付**が必要となります。

※2 改定前の手数料額を平成27年6月24日以前に納付した場合でも、申請受付日が平成27年6月25日以降となった方は、**改定後の手数料との差額(2,000円)**を追加で納付していただく必要がありますのでご注意ください。

「所属建築士の届出書」の提出について

- 平成26年法律第92号附則第3条の規定により平成27年6月25日時点で登録している全ての建築士事務所は、同日から1年以内に**建築士事務所に所属する建築士の届出書**を提出する必要があります。
ただし、この間に登録更新・所属建築士変更・廃業の手続きをされる建築士事務所については不要です。

平成27年6月25日(木) 受付 より適用されます。書式等のダウンロードは各お手続きのページをご覧ください。必ずダウンロードファイル内のマニュアル・記入例を参照の上、書類作成をお願い致します。

※運用等につきましては上記より変わる場合がございます。最新情報をご確認ください。

【お問い合わせ先】

■ 福岡県建築登録センター ((一社)福岡県建築士事務所協会) TEL:092-473-7683